(令和5年4月1日現在)

5 級

合

4 級

課

祝日

年末年始を除く午前8

5時で

の記載がな

▶職員の休業に関する状況	令和4年度	医取得状液	兄				直)	単位:人)
	区分	男	女	合計	区分	男	女	合計
	育児休業	5	21	26	部分休業	0	8	8

▼職員の分限および懲戒処分の状況

- ○分限処分は地方公務員法の規定に基づき、公務能率の維持向上を目的に、任命権者が職員の意に反して、 降任、免職、休職の処分を行うものです。
- ○懲戒処分は地方公務員法の規定に基づき、公務における規律と秩序の維持を目的として、任命権者が職員 に対して、戒告、減給、停職、免職の処分を行うものです。

(1) 分限処分

(単位:人、令和4年度実績) (2) 懲戒処分

(単位:件、令和4年度実績)

※継続取得者を含みます。

-					
	区 分	降任	免職	休職	合計
	勤務実績がよくない場合	0	0		0
	心身の故障の場合	0	0	6	6
	その他適格性の欠如	0	0		0
ĺ	職制・定数の改廃など	0	0		0
	刑事事件に関する起訴			0	0

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、ま たは職務を怠った場合	3	0	0	0	3
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行があった場合	0	0	0	0	0

※休職については継続を含みます。

▼職員の服務の状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のた めに勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなけれ ばならないという服務が規定されています。また、法令や上司の 職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(単位:人、令和4年度実績)

違反数
0
2
0
1
0
0

▼職員の退職管理の状況

令和4年度末における退職者(課長職以上)の再就職などの状況

(単位:人、令和5年12月1日現在)

区	分	市特別職	市再任用職員	外郭団体	民間企業など	再就職なし
人	数	0	3	0	0	1

▼職員の研修の状況

職員の能力の開発向上を目的として各種研修を行っています。

(単位:人)

区分	受講者延人数	備考
庁内研修	3, 768	新任職員採用時研修、接遇研修、シティプロモーション実践研修、インバスケット研修、マイナンバー研修、男女共同参画研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修、ホスピタリティ研修、DX 推進研修、EBPM 研修、RESAS 研修、インボイス制度研修、第六次長期総合計画研修、職員行動指針研修、定年引上げ研修、ゲートキーパー研修、普通救命講習 など
派遣研修	235	東京都市町村職員研修所、市町村職員中央研修所、日本経営協会など

▼職員の福祉および利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。 それぞれの実施主体は、厚生制度が羽村市職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な 事業内容は次のとおりです。

また、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により職員が負傷または死亡した場合 などの補償を目的として、公務災害補償制度が規定されています。

(1) 厚生福利制度

(2) 公務災害補償

実施主体	内 容
	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流を 図るための厚生事業などを実施。
	事業は、市から交付される負担金と職員の会費で運営。
東京都市町村職員 共済組合	職員およびその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡などに対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の3つの事業を実施。

	(半114・1十)
区分	令和 4 年度
業務災害	4
通勤災害	0

▼公平委員会の業務の状況

(単位:件)

職員は公平委員会に対し、給与・勤務時間そのほかの勤務 条件に関する要求や、懲戒そのほか意に反する不利益な処分 に対し、不服の申立てをすることができます。

区 分	令和4年度
勤務条件に関する措置要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

(5) 人件費

(令和4年度普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率(B/A)
25,937,048 千円	3,663,503 千円	14.1%

※人件費には、一般職員、特別職などの給料・報酬・手当・ 社会保険料などを含んでいます。

※地方財政状況調査による数値です。

(6) 職員手当

(0) 1443 1 173 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							
区分	支給内容	羽木	寸市	東京	京都	囯	
	支給時期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.2月分	1.075月分	1.2 月分	1.075月分	1.2月分	1.0 月分
期末手当・	12 月期	1.2月分	1.075月分	1.2 月分	1.075月分	1.2 月分	1.0 月分
勤勉手当	計	2.4月分	2.15月分	2.4 月分	2.15月分	2.4 月分	2.0 月分
職務上の段階、職務の 等級による加算措置		有					
++ 羊 工 小	子	各 9,000 円 各 10,000 円					000円
14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1			各 6,(各 6,500円			
		各 4,000 円 各 5,000 円					000円
		管理職を除く年度末年齢 35 歳未満で月額 15,000 円 賃貸住宅に居住する場合 以上の家賃を支払っている場合…15,000 円 支給限度額…28,000 円					
通勤手当	交通機関利用者	1月あたりの	支給限度額 5	5,000円(原	則6か月定期	券額を支給)	
迪 到于ヨ	交通用具使用者(車など)	通勤距離に応	ぶじて支給(身	東京都のみ6月	引分一括支給)	

	民間賃金や物価に関する事情を考慮して支給される手当 給料・扶養手当・管理職手当の合計額の8.5%(国基準…6.0%)
超過勤務手当	支給総額…114,422 千円 職員1人当たり支給年額…363 千円(令和4年度支給実績)
特殊勤務手当	行旅病死人取扱手当(令和4年度の支給実績はありません)

(7) 退職手当

(令和5年4月1日現在) (8) 一般行政職等級別職員数

(19417十十万十日								
	区	分	羽村市		東京都		国	
)J	自己都合	定年等	自己都合	定年等	自己都合	定年等
	勤綜	是20年	23.0	月	23.0	月	19.6695月	24.586875 月
	勤綜	25年	30.5	月	30.5	月	28.0395月	33.27075月
	勤綜	き35年	43.0	月	43.0	月	39.7575月	47.709月
	最高	高限度	43.0	月	43.0	月	47.709月	47.709月
加算措置			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)				(2~45%加算)	
7								

- ※令和4年度中に退職した職員1人当たりの平均支給額
- ・自己都合退職…279万円(平均勤続年数9年)
- ・定年等退職…2,215万円(平均勤続年数38年)
- ※羽村市職員の退職手当は、37の市町村などで構成する東京都市町村職 員退職手当組合から支給されます。

※地方公務員給与実態調査による数値 ※「一般行政職」とは、一般職に属する職 員から技能労務職・福祉職・税務職など に属する職員を除いたもの

3 級

(係長職)

職員数 96 人 71 人 80 人 38 人 9 人 294 人

比率 33% 24% 27% 13% 3% 100%

級

級

等

級

(9) 特別職などの給料・報酬、手当

(令和5年4月1日現在)

区分	給料・報酬の月額(平成7	期末手当	
市長	708,000(885,000)円		6 月期 2.275 月分
副市長	688,500(765,000)円	給 料	12 月期 2.275 月分
教育長	643,500(715,000)円		計4.55月分(加算措置有)
議長	530,000円		6月期2.10月分
副議長	470,000 円	幸民一一	12 月期 2.30 月分
委員長	460,000円	一 主以 当川	計 4.40 月分
議員	450,000円		(加算措置有)

※特別職の報酬は、学識経験者などで構 成する「羽村市特別職報酬等審議会」 の答申に基づき条例で定めています。

※期末手当の算出にあたっては、加算措 置として、給料・報酬月額に20%を 加算した額を基礎額とします(基礎額 ×支給月数)。

※市長、副市長および教育長は、特例 条例により給料等を減額しています。 ()内は減額前の月額です。

▼職員の勤務時間・そのほかの勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

職員の勤務時間は、交替制で勤務する職員などの一部を除き、午前8時30分~午後 5時15分(休憩時間は正午~午後1時)です。勤務時間は週38時間45分を原則と しています。

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間があります。 (2) 職員の休暇

①年次有給休暇の平均取得状況

(単位・口)

	(半位・日)
区分	平均日数
令和4年1月1日~12月31日	13.3

②特別休暇の種類

公民権行使等休暇、交通機関等事故休暇、災害休暇、慶弔休暇、 妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、 妊娠通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、 子の看護休暇、ドナー休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、リフレッ シュ休暇および短期の介護休暇があります。

6 広報はむら 5.12.15